

## 告示第 118 号

太子町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱を次のように定め、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 30 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

### 太子町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び太子町財務規則（平成 4 年規則第 17 号）等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第 2 条 町は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容及び補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書及び次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 申請者が次条第 1 項に規定する暴力団員等に該当しない旨並びに地方自治法第 221 条第 2 項及びこの要綱第 15 条の規定に基づき町が行う一切の措置について異議を述べない旨の誓約書

(2) 前号に掲げる書類のほか、町長が別に定める書類

(補助金の交付の決定)

第 4 条 町長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、申請者が太子町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

3 町長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 申請者は、補助金交付決定通知書に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第6条 町長は、申請者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(補助事業の変更)

第7条 申請者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金変更交付申請書に町長が別に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(町長が別に定める軽微な変更を除く。)

(2) 第4条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更

(3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更(町長が別に定める軽微な変更を除く。)

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

3 第4条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 申請者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業中止(廃止)承認通知書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第9条 申請者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、町長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届出)

第10条 町長は、申請者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(実績報告)

第 11 条 申請者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。）は、補助事業実績報告書及び町長が別に定める書類を町長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（是正命令等）

第 12 条 町長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを申請者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第 9 条第 1 項の報告があった場合に準用する。

3 申請者は、第 1 項の措置が完了したときは、第 11 条の規定に従って実績報告をしなければならない。

（額の確定）

第 13 条 町長は、補助事業の完了に係る第 11 条及び前条第 3 項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により申請者に通知するものとする。

2 町長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第 7 条第 2 項の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第 14 条 町長は、前条第 1 項の額の確定を行ったのち、申請者から提出される補助金請求書により補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第 15 条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令並びにこの要綱及び要領等の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 暴力団員等であるとき。

2 町長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る申請者の名前その他町長が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合又はその他町長が必要と認める場合に行うものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 町長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第 17 条 申請者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 申請者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第 18 条 申請者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、その処分制限期間の間、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 申請者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上であるときは、町長の承認を受けなければならない。

2 申請者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(暴力団員等の排除)

第 20 条 町長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 申請者が暴力団員等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団員等を排除するための措置を講ずるために利用し、県又は関係機関等に対し提供すること。

2 申請者は、補助事業を行うに当たっては、当該補助事業に関し暴力団員等を利用することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

2 町長及び申請者は、補助金の交付等に関して国又は県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

別表（第 2 条関係）

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助事業名        | 太子町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付事業                                                                                                                                                                                                                                         |
| 補助事業の目的      | 自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する町民を支援することにより、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図る。                                                                                                                                                                                       |
| 補助事業の対象となる者  | 次に掲げる要件を全て満たす者<br>(1)町内で自ら所有し居住する新築・既築戸建て住宅に太陽光発電設備(自家消費型)及び蓄電池を一体的に導入する者<br>(2)再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく F I T 制度又は F I P 制度の認定を取得しない者<br>(3)発電した電力量の 30 パーセント以上を、補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する者<br>(4)補助対象設備の設置に関し、他の補助制度を活用しない者<br>(5)町税及び県税の滞納がない者 |
| 補助事業の対象となる経費 | 屋根置型太陽光発電設備※・定置用蓄電池※の購入費用及びその設置に係る工事費用（それぞれ単体の導入は補助対象外）<br>※自己所有に限る。                                                                                                                                                                                                 |
| 補助率          | ・太陽光発電設備：7 万円/kW（上限：5kW）<br>・蓄電池：蓄電池※の価格（円/kWh）の 1/3 以内（工事費込み・税抜き）。ただし、下記を上限とする。<br>（上限：14.1 万円/kWh の 1/3、5kWh）<br>※20kWh 未満                                                                                                                                         |
| 補助金の額        | 予算の範囲内                                                                                                                                                                                                                                                               |